



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料
消費税の帳簿不提示にやむを得ない事情はなかったとした事例

今回は、消費税の仕入税額控除の要件である帳簿等を保存できなかったことにやむを得ない事情があったか否かなどを争点とする事例をご紹介します。

なお、仕入税額控除の要件については、度々の改正により、現在の請求書等保存方式に変えて区分記載請求書等保存方式（8%と10%の複数税率が区分されている請求書等）が適用される期間は、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間となり、平成35年10月1からは適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が導入されることとなります。

（平成28年6月21日非公開裁決・棄却・TAINSコード：F0-5-162）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

請求人が、消費税等の確定申告をしなかったところ、原処分庁が、消費税法30条7項に規定する帳簿及び請求書等を保存しない場合に該当するとして、課税仕入れに係る消費税額を控除しないで税額を計算し、消費税等の各決定処分及び無申告加算税の各賦課決定処分を行ったのに対し、請求人が各決定処分は調査により行われたものではなく、同項に規定する帳簿及び請求書等を保存しており、それらを提示できなかったことについてやむを得ない事情があったとして、処分の全部の取消しを求めた事案です。

<審判所の判断>

次のとおり、各処分は調査により行われたものであり、帳簿等の保存ができなかったやむを得ない事情はなかったと判断しました。

1 通則法25条にいう調査とは、課税標準等又は税額等を認定するに至る一連の判断過程の一切を意味し、課税庁の証拠の収集、証拠の評価あるいは経験則を通じての課税要件事実の認定、租税法その他の法令の解釈適用を含む税務調査全般を指すものと解される。これを本件についてみると、調査担当職員が、取引先金融機関に対し、請求人の預金口座に係る調査を行ったことは認定したとおりであり、これ自体が調査に該当することは明らかというべきである。

加えて、調査担当職員等は、請求人に対し、調査への協力並びに帳簿及び請求書等の提示を要求したほか、取引先に対して照会を行った上で、請求人の課税標準である課税資産の譲渡等の対価の額及び消費税額を算出したことが認められる。以上の事実関係によれば、調査担当職員等の行った一連の行為が調査に該当し、これに基づき各決定処分が行われたことは明らかというべきである。

したがって、各決定処分は、通則法25条に規定する「調査により」行われたものである。

2 請求人は、調査担当職員等から調査において適法に帳簿及び請求書等の提示を求められたにもかかわらず、これに応じなかったということが出来る。そうすると、仮に、請求人が調査の時点で帳簿及び請求書等を保存していたとしても、税務職員による帳簿及び請求書等の検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していたということはできないから、本件は、消費税法30条7項に規定する帳簿及び請求書等を保存しない場合に当たる。

3 請求人は、調査の時期が、請求人の繁忙期や、代表者の所得税の確定申告に関する調査の時期と重なってしまったなどと主張する。しかしながら、かかる事情が消費税法30条7項ただし書に規定する「災害その他やむを得ない事情」に該当する事情でないことは明らかである。なお、請求人は、東日本大震災の際に経理担当者のパソコンが壊れてしまったことも、同項ただし書に該当する事情である旨主張するが、東日本大震災が本件各課税期間より前の出来事であることは明らかであり、課税期間の帳簿及び請求書等を保存することができなかった理由にはならず、同項ただし書に該当する事情とは認められない。

（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判9頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。